

地方消費税率引上げ分の使途について(令和6年度決算)

消費税率の5%から10%への引上げによる地方消費税収は、地方税法に基づき、以下のとおり、社会保障施策に要する経費に充てています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障分) 23,873 千円

(歳出)

(単位:千円)

項 目		決算額	財源			
			特定財源	一般財源	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	168,006	68,880	99,126	10,773	88,353
	老人福祉費	37,643	8,218	29,425	3,200	26,225
児童福祉費	保育所費	88,046	20,638	67,408	7,300	60,108
	子育て支援事業費	22,080	7,325	14,755	1,500	13,255
社会教育費	児童館・生涯学習施設費	13,882	6,036	7,846	1,100	6,746
合 計		329,657	111,097	218,560	23,873	194,687